

2024年6月吉日

お客さま各位

## 当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当金庫では、払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

なお、2024年6月28日をもちまして、当座預金口座開設の新規受付を停止いたします。

1. 改定日 2024年7月1日（月）

2. 新旧対照表（変更または追加される条項のみ記載しています。）

改定前	改定後
<p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>(1) (2) 変更なし</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>
<p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) 省略</p>	<p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) 変更なし</p>

詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。

